

指定訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業者

事業者名	王寺周辺広域休日応急診療施設組合
住所	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目5-18
代表者	管理者 中西 和夫
電話番号	0745-75-9234
設置年月日	平成11年8月1日

2. 事業所の概要

①事業所の名称及び事業の種類

名称	みむろ訪問看護ステーション
所在地	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目5-18
介護保険事業所番号	2960590491
サービス提供責任者	所長 下城 明子
サービス提供実施区域	原則として平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・王寺町・上牧町・河合町
電話番号	0745-75-9234
FAX番号	0745-75-9235

②事業の目的

訪問看護サービスの提供は介護保険法に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスの提供を行います。

③事業の経営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供することに努め、利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

事業実施に際しては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携に努めます。

3. 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	計
サービス提供責任者	看護師	1		1
サービス提供者	看護師	3	3	6
事務職員			1	1

(令和8年6月1日現在)

4. サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日。午前8時30分から午後5時15まで
休業日	土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで

* 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び必要時緊急訪問をします。

5. サービスの種類

- I 病状の観察
- II 医師の指示による診療の補助業務
- III リハビリテーション
- IV 床ずれの予防と処置
- V 食事（栄養）指導、排泄の介助・管理
- VI 家族等への介護支援・相談
- VII 保清（清拭、洗髪等）
- VIII ターミナルケア・カテーテル等の管理

6. 利用料金（自己負担額）

上記の訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は基本料金の1～3割です。
ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

【料金】

- ① 高齢者医療確保法、健康保険法に規定する厚生労働大臣の定める額
- ② その他利用

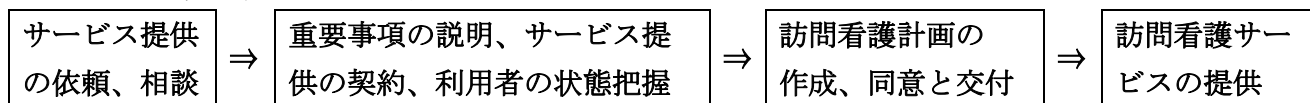
詳細は別紙料金表のとおり

* 地域区分単価 1単位＝10,21円（7級地）

* ご利用者の都合による当日キャンセルは、自己負担額の100%を頂きますので、ご了承ください。

* ご利用者の急性増悪の場合に、主治医から特別指示書が交付されると、1ヶ月14日間〔月2回まで〕に限り医療保険の適応になります。

7. サービスの利用開始までの流れ



8. 料金の請求及び支払方法

利用料、その他の費用の請求方法	・毎月15日前後の訪問日に担当看護師が前月分の請求書を持参します。
支払方法	支払方法には次の方法があります。 ・南都銀行での「自動引落とし」 ・現金での支払い ・指定口座への振込み 振込み先
領収書の発行	・「自動引落とし」の領収書は翌月の10日以降に発行します。 なお、領収の日付は引落とし完了日となります。 ・現金での支払い方法で、お釣りが必要な場合は、後日、釣銭と領収書をお届けします。

9. サービスの利用変更及び追加

- ①利用者及び家族等の都合により、利用予定日の前日までに訪問看護サービスの利用を中止又は変更することとは可能ですが、この場合にはサービス利用日の前日までに必ず当該事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更、追加は可能です。しかし、訪問看護師の稼働状況等により利用者及び家族等が希望される期日にサービス提供ができない場合がありますが、その場合は、他の利用可能な日時を利用者及び家族等に提示し、協議をいたします。

10. サービス利用に際しての留意事項

サービス提供を行う訪問看護師	①サービス契約時に、担当の訪問看護師を決定しますが、実際のサービス提供に際しては、複数の訪問看護師が交替をしてサービス提供にあたります。
訪問看護師の交代	①契約者等からの交替の申し出 ・選任された担当看護師の交替の申し出は、当該担当看護師が業務上不適当と認められる事由並びにその他交替を希望する理由を明らかにして事業所に申し出ることができます。 ただし、利用者等から、特定の訪問看護師の指名はできません。 ②事業所からの担当看護師の交替 ・事業所の都合により、担当看護師を交替することがあります。担当看護師を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービスの低下や不利益が生じないように十分に配慮いたします。

サービス実施時の留意事項	①定められた業務以外の提供の禁止 ・利用者等は訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。 ②訪問看護サービスの実施に関する指示、命令 ・サービスの実施に関する指示、命令は、すべて事業者が行います。 ただし、事業者はサービスの実施にあたっては利用者等の事情、意向等に十分に配慮します。 ③備品等の使用 ・サービスの実施に際し、必要な備品（水道、ガス、電気等を含む）を無償で使用させていただきます。担当看護師が緊急を要する場合における電話等の使用もさせていただきます。
身分証明書の携行	①担当看護師は身分証明書を常に携行し、初回訪問時並びに利用者又は家族等から提示を求められれば速やかに提示します。
入院・入所後の訪問看護サービスの再開	①入院、入所をされた利用者のサービス提供はその時点で中止となります。 なお、退院、退所後、再び訪問看護サービスの提供を受けようとされる場合は、新規の契約締結が必要となります。また、この際、以前の訪問時間、訪問曜日等と異なる場合もあります。

11. 契約の解約

①利用者から行う解約措置

利用者は契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業所に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても申し出により、この契約を解約することができます。又、事業所が正当な理由なしに居宅介護サービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合も同様です。

②事業所から行う解約措置

事業所は事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく居宅介護支援の提供が困難になるほどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約を予定する日から1ヶ月以上の期間をおいて、利用者に解約理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者、又はその家族などが事業所や従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、1ヶ月以上の期間の申し出の期間なしに、この契約を解約することができます。

③契約の自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の介護認定区分が自立と判定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・利用者のサービスの利用料金の支払いが1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合

12. 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者等に対するサービスの提供に際し、次に該当する行為は行いません。

- ①利用者若しくは家族等からの金銭又は物品の授受
- ②利用者の家族等に対するサービスの提供
- ③飲酒及び喫煙
- ④利用者若しくは家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動等
- ⑤その他利用者若しくは家族等に対する迷惑行為

13. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に変化があった場合及び緊急を要する事態が生じた場合は、利用者の主治医の緊急時対応の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡いたします。

14. 損害賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って事業者の故意又は重大な過失により、利用者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲内において利用者等に対してその損害を賠償します。

15. 秘密保持及び個人情報の保護

- ①事業者（担当看護師含む）は、訪問看護サービスの提供で知りえた利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者等には漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ②事業者（担当看護師含む）は利用者等に療養上、緊急の必要性がある場合には医療機関に利用者及び家族等に関する心身等の情報を提供します。
- ③「利用者等に関わる他の居宅介護支援事業所等との連携を図る。」などといった正当な理由がある場合は、利用者及び家族等に事前に文書により同意を得た上で、情報提供ができるものとします。
- ④事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)について管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

16. 個人情報の開示の請求

- ①利用者等は、事業者に対し、保管されているサービス提供記録等の閲覧若しくは写しの交付を請求することができます。

17. 記録の保管

- ①事業者は、サービス提供記録（訪問看護記録）をサービス提供完結日から5年間保管します。

18. 重要事項の変更

重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、利用者及び家族等に書面を交付するとともに口頭でも説明を行います。

19. 虐待防止に関する事項

- ①利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- ②サービス提供中に当該事業所職員又は利用者の家族等を現に養護する者に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20. 身体的拘束等の適正化

利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

21. ハラスメント対策の強化

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

利用者に適切な訪問看護サービスの提供を継続するために、暴力やハラスメント対策に取り組んでいます。暴力、暴言、迷惑行為(セクハラ)などの行為がある時は、サービスの提供を中止いたします。

22. 衛生管理等

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように措置を講じます。

23. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- ① 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BPC)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シュミレーション)を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

24. サービス内容に関する苦情・相談窓口

行政機関名	担当又は係名	電話番号	担当者名
王寺周辺広域休日応急診療施設組合	みむろ訪問看護ステーション	0745-75-9234	
居住地の自治体	介護保険担当課	居住地の役場電話	
奈良県国民健康保険団体連合会	苦情・相談担当	0120-21-6899	

◇受付時間はいずれも午前9時から午後5時までです。

25. その他

●訪問ができない場合

伝染病等により、看護師の確保が困難な場合

自然災害発生時〔地震、大雨、台風、大雪、がけ崩れ等〕警報発令時

●交通事情によっては、時間通り訪問出来ない事があります。

●看護学生等の実習受け入れ機関となっています。

指定訪問看護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 事業所住所 奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目5-18

事業所名 王寺周辺広域休日応急診療施設組合
みむろ訪問看護ステーション

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住 _____ 所 _____
(利用者本人)

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

上記代理人 住 _____ 所 _____
(代理人を選定した場合)

氏名 _____ 印

私は、指定訪問看護事業者からサービス提供を受けるに際し、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、指定訪問看護事業者から利用者がサービス提供を受けるに際し、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印